

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示案」に関する意見募集の結果について

令和6年11月29日
こども家庭庁支援局障害児支援課

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示案」について、令和6年10月3日（木）から令和6年11月1日（金）まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する こども家庭庁の考え方
1	保育士の業務負担軽減については国がガイドラインを策定するなど様々な取組が行われているが、栄養士の負担軽減に関してはそうした取組が行われていない。栄養士の有効求人倍率は高い水準で推移しており、さらに今後は生産年齢人口の急減が想定されている。こうした状況を踏まえて、加算を受ける施設がさらに充実したサービスを提供できるよう、栄養士業務の負担軽減に向けたガイドラインの策定等に取り組む必要があると考えるが見解如何。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	自治体側の対応が間に合わないため、早急に公布してほしい。	地方公共団体の負担にならないよう、できるだけ速やかに対応させていただきます。

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。